

## 愛媛大学図書館自己点検・評価委員会規程

〔平成16年4月1日  
制 定〕

(設置)

第1条 愛媛大学図書館（以下「図書館」という。）に、愛媛大学図書館自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、図書館の管理運営、各種サービス等の状況に関する自己点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）について、次の各号に掲げる事項を審議し、実施する。

- (1) 自己点検・評価の項目及び実施計画に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施に関すること。
- (3) 自己点検・評価の結果のとりまとめに関すること。
- (4) 自己点検・評価の結果についての対応に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 分館長
- (4) 愛媛大学図書館委員会規程第3条第4号に掲げる者（医学部及び農学部の委員を除く。）
- (5) 図書館事務課長及び図書館事務課副課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副館長が、その職務を代行する。

(専門委員)

第5条 委員会が特に必要があると認めるときは、特定の専門事項についての調査審議に参加させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員会が推薦し、館長が委嘱する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の全員が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、やむを得ない事由により出席できないときは、その旨委員長に申し出て、代理者を委員会に出席させるものとする。

(専門部会)

第7条 委員会に、自己点検・評価に関する具体的事項を調査検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、第3条第1号、第2号、第3号及び第5号に掲げる者をもって組織する。
- 3 専門部会に専門部会長を置き、館長をもって充てる。
- 4 専門部会は、調査検討した結果を委員会に報告するものとする。

(外部評価)

第8条 自己点検・評価の一環として学外者による点検・評価を行う場合は、委員会において必要な事項を定める。

(事務)

第9条 委員会及び専門部会の事務は、図書館事務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月16日から施行する。

附 則附則

この規程は、平成18年7月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年7月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。